平成23年５月31日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所グループ
取締役兼代表執行役社長　斉　藤　　惇

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年３月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成23年６月20日（月曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださるか、３ページの「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より、平成23年６月20日（月曜日）午後４時45分までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成23年６月21日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第４期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案　取締役15名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使における議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 書面又はインターネットにより、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使され、かつその内容が異なる場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の出席株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 議決権の不統一行使を行う場合には、株主総会の３日前までに、書面をもって当社にその旨及び理由を通知するものとさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その他議決権行使に関する事項は、次ページの「議決権行使等のご案内」をご参照ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネットウェブサイト（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/）に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権行使等のご案内】

１．インターネットによる議決権行使のご案内

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http：//www.evote.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは、取扱いを休止いたします。）。

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後４時45分（当社営業終了時刻）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

２．議決権行使サイト及びインターネットによる議決権行使方法等について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

(3) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担になります。

３．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

日本経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、持ち直していましたが、東日本大震災の影響による電力供給の制約やサプライチェーン立て直しの遅れ、原油価格上昇の影響等により、このところ弱い動きとなっております。

このような状況の下、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、我が国金融資本市場の基幹インフラとして安定した市場運営基盤を確立するとともに、市場の透明性と公正性を高め、市場利用者に豊富な流動性を提供することにより市場機能の一層の向上を図り、もって我が国金融資本市場の機能強化に資するため、次のような諸施策に取り組んでまいりました。

① 市場インフラの利便性・効率性の向上

取引手法の多様化・高速化に適切に対応しつつ、世界中の投資資金（リスクマネー）の受け皿となる活力ある市場へと成長させるべく、利便性・効率性の高い市場インフラの構築に向けて取り組んでおりますが、昨今の証券市場を取り巻く環境の変化は著しく、市場利用者のニーズもこうした環境変化に応じて絶えず変化しております。欧米においては市場分裂の進展により、伝統的な取引所が数年前と比べて売買シェアを大きく落としている中、我が国においては、今のところ、東証市場に売買が集中している状況であるものの、私設取引システム（PTS）のシェアは徐々にではありますが拡大しております。こうした現状を踏まえ、市場開設者として幅広い投資者層の取引機会を拡大する観点から、取引時間の拡大について、平成22年7月に「取引時間の拡大に関するディスカッション・ペーパー」を公表し、9月までの2か月間パブリックコメントを募集して検討を進めてまいりました。このパブリックコメントの結果を踏まえ、現物商品に係る取引については午前の立会いを現行の9時から11時を11時30分まで30分延ばすとともに、指数先物・オプション取引については、午前の立会いを11時30分まで延長し、午後の立会開始時間を15分後の11時45分に開始することとし、今夏の電力需給等を踏まえ、本年秋を目途に実施することを予定しております。また、市場機能強化・利便性向上の観点から、平成23年5月9日より、売買停止時間を30分から15分に短縮するとともに、特別気配の更新時間を5分から3分に短縮しました。

デリバティブ市場の強化に関しては、平成22年7月、我が国で最初となる配当指数先物を導入し、市場参加者のニーズを踏まえて、TOPIX配当指数先物だけでなく日経平均配当指数先物やTOPIX Core30配当指数先物も上場しました。また、同年10月には、TOPIX先物について、取引機会を増やすため、NYSE Liffe市場に

上場するとともに、ポジション移管スキームを導入することにより、ポジションの一元管理が可能となり、証拠金など資金の効率化にもつながっております。更に、投資者の更なる利便性向上を図る観点から、平成23年秋の先物取引のTdex+システムへの移行に向けた準備を進めており、これによりarrowheadとのレイテンシーの差も埋まり、現物・先物間の取引がより行いやすくなり、裁定取引の増加などが期待されるとともに、スピードだけでなく、マーケットメイカー制度の導入により、現在流動性の乏しい商品についてもその増加が期待できます。

取引システムの強化に関しては、arrowhead稼働後の取組として、平成22年8月、同時呼値注文の処理高速化による性能改善を行うとともに、平成23年1月、投資手法の多様化に伴う新たな投資者ニーズに柔軟に対応する観点からIOC注文対応を実施しました。また、平成22年10月から、東証の基幹ネットワークarrownetの入口であるアクセスポイントに利用者が相場情報の受信や注文発注用の機器等を設置可能とする東証プロキシミティサービスを開始し、情報ベンダーなど取引参加者以外の市場関係者にもサービスを提供することとしました。

指標インフラの整備・利便性向上の観点からは、平成23年2月末から、TOPIXなどの株価指数について、構成銘柄の値段が変化する都度、ミリ秒レベルで算出、配信する「指数高速配信サービス」を開始するとともに、上場投資信託（ETF）の一口あたり推定純資産額（インディカティブNAV）のリアルタイムでの算出・配信を平成23年4月から開始しました。

このほか、市場競争力の源泉であるシステムインフラの更なる高度化に継続的に取り組むとともに、緊急時における事業継続体制の更なる円滑化に向けた対応を推進してまいりました。

証券取引の清算・決済分野に関しては、取引所取引以外の市場に対する清算サービスの提供等を通じ事業ポートフォリオの拡大を図る観点から、株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）において平成22年7月よりPTSで成立した有価証券の売買の債務引受けを開始するとともに、国債店頭取引の清算に関し、JSCCを通じて株式会社日本国債清算機関（JGBCC）への出資を行い、JGBCCとの連携強化を図りました。加えて、店頭デリバティブ取引（OTCデリバティブ取引）に係る清算業務提供に関して、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引に係る清算業務について平成23年7月の開始を目途として準備を進めるなど、ビジネスフィールドの拡大に取り組んでおります。

また、日本国内にユーロ市場と比肩する債券市場を構築し、アジア域内の中核市場に発展させることを目指して、株式会社TOKYO AIM 取引所がプロ向け債券市場「TOKYO PRO－BOND Market」の創設に向け、平成22年11月に制度概要を公表し、準備を進めております。

② 上場商品の多様化

投資者の多様なニーズに応える観点から上場商品の多様化に積極的に取り組み、少額、低コストで幅広い銘柄に分散投資することを可能にするETFのラインナップの拡充を推進いたしました。

この結果、当事業年度は新たにETF15銘柄の上場を実現いたしました。具体的には、国内資産の分野では、配当利回りに着目した「東証配当フォーカス100指数」、中国で積極的に事業展開を進める企業に着目した「日経中国関連株50」に連動するETFを上場いたしました。外国資産の分野では、米国の代表的な株価指数「S&P 500」、香港証券取引所に上場する中国本土企業で構成される「ハンセン中国企業株指数」、日本を

除く世界44カ国の企業で構成される「MSCI ACWI ex Japan」、豪州のREIT指数「S&P/ASX200 A-REIT」に連動するETFなどを上場いたしました。更に、コモディティの分野では、原油価格に連動するETF、国内で金、銀、プラチナ、パラジウム現物に交換できる貴金属ETF４銘柄を上場いたしました。

これにより、当事業年度末の上場ETFは合計で101銘柄となり、上場商品の品揃え拡充のため、中期経営計画（2008年度－2010年度）において目標として掲げていた「ETF上場銘柄数100」を達成することができました。

また、投資魅力の高い良質な企業の新規上場を促進するため、上場候補会社を対象に個別企業訪問、新規上場に関するセミナーを開催するなど、プロモーション活動についても引き続き取り組みました。

※　当事業年度における新規上場会社数は、市場第一部・第二部28社、マザーズ６社（注）、上場会社数は、市場第一部・第二部2,116社（前期比11社減）、マザーズ176社（同10社減）。
（注）既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場（いわゆるテクニカル上場）を含む。当該上場会社数は、市場第一部・第二部６社、マザーズ１社。

③　安心して投資できる環境の整備

投資者が安心して投資できる市場環境等を整備するため、マーケットの公正性・信頼性の確保に向けた取組を推進してまいりました。

不公正取引の未然防止に向けた取組としては、arrowheadの稼働を契機として、取引スピードの飛躍的な向上や取引手法の多様化が進むなど、大きく変化する市場環境に対応するため、相場操縦等の不公正取引の端緒を抽出するための売買審査システムを平成22年６月に刷新し、多様化した売買状況に柔軟に対応し、様々な観点から取引をチェックするなど、売買審査業務の高度化・効率化を図ってきました。

また、市場関係者のコンプライアンス支援を専門に行う「東証Ｒコンプライアンス研修センター（東証COMLEC）」では、インサイダー取引の未然防止の観点から、平成22年６月に「内部者取引防止規程事例集」を作成するとともに、コンプライアンス・フォーラムを実施するなど、上場会社のコンプライアンス支援活動の充実に積極的に取り組んできました。

更に、上場諸規則上の問題が上場会社側において生じないような環境整備を推進する観点から、「未然防止型」上場管理の推進に向けて様々な施策に取り組んできました。そうした活動の一環として、上場管理業務の実務を紹介する手引き「上場管理業務について」を作成し、虚偽記載の審査実務と不適切な第三者割当の未然防止に関する解説をそれぞれ平成22年８月と９月に公表するとともに、上場会社等に向けての説明会の実施、証券取引等監視委員会や他の証券取引所、各種外部専門団体等との連携を強化するなど、上場管理業務の適切な遂行を通じた市場の信頼性維持に努めてまいりました。

一方、上場前における財務諸表への虚偽記載などの事案が発覚したことや、平成22年６月に閣議決定された「新成長戦略」において、幅広く「新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討」を進めていく方針が示されたことも踏まえ、平成23年３月には、マザーズの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度上の対応を行いました。具体的には、上場審査の実効性向上のため市場関係者との連携を強化するなどの施策によってマザ

ーズの信頼性向上を図るとともに、成長企業への資金調達機会の提供という新興市場本来の機能を果たす観点から、マザーズの上場審査の視点を見直したほか、標準上場審査期間の明示など上場審査プロセスの適正化とその予見可能性の向上を図るなど、マザーズの活性化に向けた対応も実施いたしました。

また、四半期決算に係る適時開示について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告「四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（IFRS）の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について」の提言を踏まえた見直しを行いました。平成22年６月に制度改正を行い、上場会社が投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう、四半期決算短信において、最低限の要件として一律の開示を求める当取引所所定の様式以外の部分については、上場会社の判断に基づき開示を行うこととしました。同様の見直しは、通期決算短信についても実施し、本年３月期の決算発表からの適用を予定しています。

④　金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大に向けた取組

より多くの個人投資者が投資に参加できるように、「東証アカデミー」において証券市場・証券投資に関する知識の普及と理解向上を図るためのセミナーを164回開催いたしました。

また、学校向けの証券教育についても積極的に取り組み、小・中・高校生向け受入れ授業や出張授業、夏期休暇等における親子経済教室の開催、大学生・教員対象のセミナーなどを実施し、教育現場における基礎的な経済・金融知識の普及活動を行ってまいりました。

こうした中、当連結会計年度の東証市場における株券の１日平均売買代金は、1兆5,535億円（前期比0.0％増）と前期と同水準になりました。また、TOPIX先物の１日平均取引高は60,926単位（前期比0.2％減）、長期国債先物取引の１日平均取引高は32,661単位（前期比12.6％増）となりました。

一方、上場会社の資金調達は前期と比べて大幅に減少し、3兆9,069億円（前期比47.6％減）となりました。

また、平成23年３月末時点におけるTOPIXは869.38ポイント、上場会社の時価総額は301兆2,514億円となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益は570億97百万円（前期比5.9％減）、営業費用は435億1百万円（前期比5.1％減）、営業利益は135億96百万円（前期比8.3％減）、経常利益は153億2百万円（前期比12.2％減）となりました。

一方、税金等調整前当期純利益は、前期の特別損失にみずほ証券株式会社との訴訟に係る損害賠償金132億13百万円を計上したため当期は増益の151億21百万円（前期比479.8％増）となり、税金等調整後の当期純利益は88億79百万円となりました。

なお、当連結会計年度の営業外収益のうち取引参加者からの過怠金は25百万円であり、東京証券取引所自主規制法人へ支払う委託費用に充当しております。当該自主規制法人においては、健全な証券市場構築のための投資として、売買審査システムの運用などに活用しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、売買システム等の開発を行い、全体で約50億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社子会社の株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）及び株式会社日本国債清算機関（JGBCC）は、連携関係をこれまで以上に強固なものとし、証券決済・清算態勢を強化するため、平成22年９月、JGBCCが第三者割当増資を行い、JSCCが全株取得するとともに、JGBCCの発行済株式の一部を同社株主から取得いたしました。これにより、JSCCはJGBCC株式の35.6％に相当する32,055株を保有することとなりました。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

・当社グループ

区　　分	平成20年３月期	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期 (当連結会計年度)
営業収益	75,505百万円	67,090百万円	60,665百万円	57,097百万円
営業利益	28,786百万円	14,174百万円	14,824百万円	13,596百万円
経常利益	31,064百万円	16,259百万円	17,425百万円	15,302百万円
当期純利益 （△は損失）	17,701百万円	△3,696百万円	△3,602百万円	8,879百万円
１株当たり当期純利益 （△は損失）	7,785円04銭	△1,625円65銭	△1,584円27銭	3,905円07銭
総資産	717,676百万円	677,163百万円	391,075百万円	514,405百万円
純資産	117,776百万円	114,088百万円	116,940百万円	124,782百万円
１株当たり純資産	50,859円77銭	49,113円92銭	50,085円81銭	53,606円95銭

（営業収益の内訳）

区　　分	平成22年３月期	平成23年３月期	増減（率）
取引参加料金	21,727百万円	21,516百万円	△211百万円　（△1.0%）
上場関係収入	13,271百万円	9,862百万円	△3,409百万円　（△25.7%）
情報関係収入	10,727百万円	11,071百万円	344百万円　（3.2%）
証券決済関係収入	7,247百万円	7,407百万円	160百万円　（2.2%）
その他	7,691百万円	7,238百万円	△453百万円　（△5.9%）
合計	60,665百万円	57,097百万円	△3,568百万円　（△5.9%）

・当社

区　　分	第１期 （平成20年３月期）	第２期 （平成21年３月期）	第３期 （平成22年３月期）	第４期 （平成23年３月期） （当事業年度）
営業収益	10,894百万円	9,068百万円	7,606百万円	6,994百万円
営業利益	7,128百万円	3,209百万円	2,026百万円	1,386百万円
経常利益	7,294百万円	3,453百万円	3,148百万円	2,522百万円
当期純利益	6,541百万円	2,544百万円	1,858百万円	869百万円
１株当たり当期純利益	2,844円11銭	1,119円15銭	817円35銭	382円61銭
総資産	113,855百万円	129,852百万円	141,054百万円	139,861百万円
純資産	104,145百万円	100,670百万円	108,340百万円	108,337百万円
１株当たり純資産	45,803円69銭	44,275円07銭	47,648円76銭	47,647円47銭

連結決算ハイライト

営業収益

（単位：百万円）

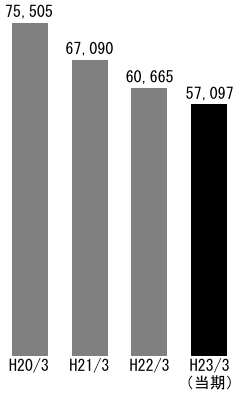

営業利益

（単位：百万円）

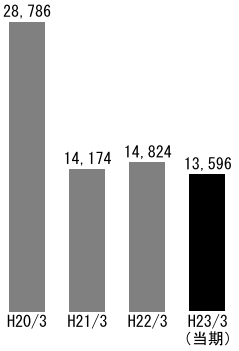

経常利益

（単位：百万円）

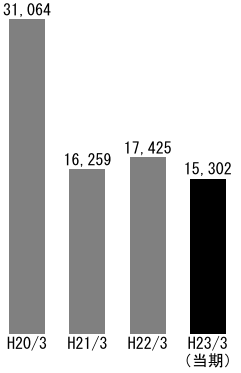

当期純利益

（単位：百万円）

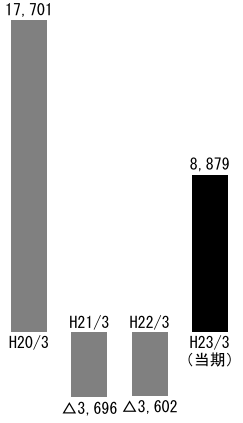

総資産

（単位：百万円）

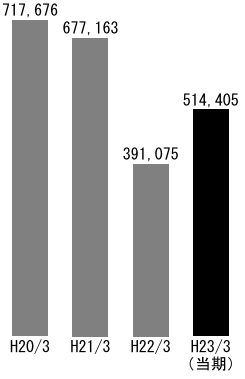

純資産

（単位：百万円）

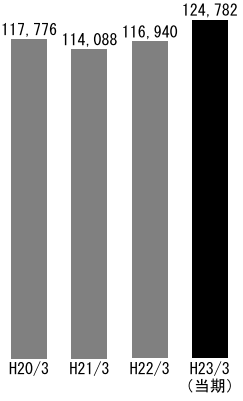

（注）１．１株当たり数値を除き、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

２．期中平均株式数（自己株式を除く。）平成20年３月期　2,273,740株、平成21年３月期　2,273,740株、平成22年３月期　2,273,740株、平成23年３月期　2,273,740株

３．期末発行済株式数（自己株式を除く。）平成20年３月期　2,273,740株、平成21年３月期　2,273,740株、平成22年３月期　2,273,740株、平成23年３月期　2,273,740株

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	出資比率（間接所有）	主な事業内容
株式会社東京証券取引所	東京都中央区	百万円 11,500	% 100.0	取引所金融商品市場運営業務
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000	100.0	自主規制業務
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区	2,600	87.7	有価証券売買の清算業務
株式会社ＴＯＫＹＯ ＡＩＭ取引所	東京都中央区	1,000	51.0	特定取引所金融商品市場運営業務
株式会社東証システムサービス	東京都中央区	100	80.0 (80.0)	システム開発等

（注）東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

４．対処すべき課題

当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、市場利用者の幅広いニーズに応えられる取引所を目指します。目標の実現に向けて、これまで整備してきたマーケットインフラに更に磨きをかけ、これを武器として個人投資者を含む利用者の裾野を拡大し、高い流動性を獲得するとともに、昨今の国際的な合従連衡の動きも踏まえ、海外取引所等との戦略的な提携等を含め、自ら打ち手を制限することなくチャレンジすることとし、国際的な金融センターとしての地位向上を図ってまいります。

そのための基本戦略として、日本経済の再生をリードすべく、リスクマネー供給機能の発揮による「IPOの拡大」と、多様な商品を通じたワンストップマーケットとしての機能発揮による「デリバティブ・ETF市場の拡大」に取り組むこととし、こうした取組を推進・実現するため、営業体制を強化するとともに、変化に即した自主規制機能を適切に発揮していくこととします。併せて、日本の金融資本市場全体の競争力強化に向けて、政策提言・情報発信の強化にも取り組んでまいります。

加えて、今般の東日本大震災を受け、我が国のセントラル・マーケットの開設者である東証に求められる役割は一層高まっていると認識し、日本の金融資本市場を支える重要な社会インフラの一つとして、安定的な市場運営に努めるとともに、震災復興資金の調達を円滑にするなど、被災企業及び被災地域の復興支援に向けた対応を速やかに図ってまいります。

上記経営方針の下、当社グループが取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

(1) IPOの拡大

・投資者のリスクマネーを成長企業に供給していく資本市場の役割を踏まえ、IPO企業を継続・安定的に市場に供給できるような環境を整備します。

・上場会社向け適時開示システムの利便性向上など、東証に上場していることによる付加価値向上のためのサービス拡充を図ります。

・上場準備企業、証券会社、監査法人等関係者へのプロモーション活動を通じて、国内外の投資魅力ある企業の上場を促進します。

(2) デリバティブ・ETF市場の拡大

・個人投資者のアクセス手段の拡充など多様な投資機会の確保や積極的なプロモーション活動等を通じて流動性の向上・利用者の裾野拡大を図ります。

・海外及びコモディティ関連のETFやデリバティブ商品について、市場ニーズを踏まえた更なる商品の多様化を推進するなど、ワンストップマーケットとしての機能発揮を図ります。

(3) 営業体制の強化

・お客様やマーケットの声を踏まえ、利用者本位のサービスを追求していくことはもとより、お客様と共に新たなニーズを掘り起こすべく、新たに設置した営業本部を中心として、積極的な営業活動を全社を挙げて推進します。

(4) 変化に即した自主規制機能の発揮

・多様化する取引スタイル・商品・企業特性等に即した適切な自主規制機能を発揮することにより、安心して投資できる環境を整備し、東証市場の信頼性向上を図ります。

・自主規制機能の発揮に当たっては、市場運営会社と自主規制法人が適切に連携しながら、変化に即した制度整備とその運用を効果的に実行します。

(5) 政策提言・情報発信の強化

・市場を巡る様々な環境変化や法制度等に関する調査・セミナー・レポートなどを通じた提言を行うことにより、日本経済の再生に向けて我が国金融資本市場の活性化を促すとともに、東証のプレゼンス向上を図ります。

・SNSをはじめとした多様な手段を活用した情報発信を行うことにより、東証の役割や取組についての正確な理解を促し、市場利用者の信頼性の向上を図るとともに、上場商品・サービスについて積極的に情報提供を行い、投資者の裾野拡大を図ります。

(6) マーケットインフラの拡大・機能強化

・東証グループを取り巻く厳しい事業環境を踏まえ、変化に耐え得る事業基盤を確立する観点から、東証グループ各社が連携を図りながら総力を挙げて、清算決済分野におけるビジネスフィールドの拡大を図るとともに、指数ビジネスをはじめとする情報サービスの拡充など新規ビジネスに係る取組を一層推進します。

・併せて、コアビジネスたる現物市場のシステムインフラの高度化と売買制度の両面から市場の利便性・効率性向上を引き続き図るとともに、これまで整備してきたシステムインフラの戦略的活用を図ります。

５．主要な事業内容（平成23年３月31日現在）

当社グループは、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としており、具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（有価証券の売買等）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

６．主要な営業所（平成23年３月31日現在）

・当社

名称	所在地
本店	東京都中央区日本橋兜町２番１号

・子会社

会社名	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社ＴＯＫＹＯ ＡＩＭ取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東証システムサービス	東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

７．使用人の状況（平成23年3月31日現在）

・当社グループ

使用人数	前連結会計年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
854名	32名（減）	40歳10ヶ月	16年2ヶ月

（注）使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

・当社

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名	18名（減）	43歳4ヶ月	19年3ヶ月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

なお、前事業年度では、使用人数に国内外への留学生や休業等の人員18名を含んでおりましたが、今回より当該人数には含めないこととしております。

８．主要な借入先の状況（平成23年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	短期借入金	17,570百万円

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月８日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から株式会社東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月４日、同裁判所より株式会社東京証券取引所に賠償金（約107億円及び遅延損害金）の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、株式会社東京証券取引所は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め約132億円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券株式会社が東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

Ⅱ　株式に関する事項（平成23年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　9,200,000株

２．発行済株式の総数　2,300,000株

３．株主数　107名

４．大株主（上位14名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	100	4.40
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	60	2.64
ゴールドマン・サックス証券株式会社	60	2.64
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	55	2.42
リテラ・クレア証券株式会社	41	1.80
藍澤證券株式会社	40	1.76
岩井コスモホールディングス株式会社	40	1.76
株式会社ＳＢＩ証券	40	1.76
岡地証券株式会社	40	1.76
極東証券株式会社	40	1.76
株式会社証券ジャパン	40	1.76
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド	40	1.76
マネックス証券株式会社	40	1.76
みずほ証券株式会社	40	1.76

（注）持株比率は自己株式（26,260株）を控除して計算しております。

Ⅲ　新株予約権等に関する事項（平成23年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

１．取締役及び執行役の状況（平成23年３月31日現在）

(1) 取締役

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役	斉藤　惇	代表執行役社長兼務 指名委員（委員長） 報酬委員	株式会社東京証券取引所代表取締役社長
取締役	岩熊博之	代表執行役専務兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役専務
取締役	奥田　碩	指名委員	株式会社東京証券取引所社外取締役 トヨタ自動車株式会社相談役 日本郵政株式会社社外取締役
取締役	勝島敏明	監査委員	株式会社東京証券取引所社外監査役 東京証券取引所自主規制法人監事 公認会計士・税理士 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカパーJSATホールディングス社外監査役
取締役	河野栄子		株式会社東京証券取引所社外取締役 HOYA株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役
取締役	椎橋　敏	監査委員（委員長）	株式会社東京証券取引所常勤・社外監査役
取締役	林　正和		東京証券取引所自主規制法人理事長
取締役	原　良也	報酬委員（委員長）	株式会社東京証券取引所社外取締役 株式会社大和証券グループ本社最高顧問 日本電気株式会社社外取締役 京セラ株式会社社外監査役
取締役	広瀬雅行	監査委員	株式会社東京証券取引所監査役

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役	藤沼亜起		東京証券取引所自主規制法人理事 公認会計士 中央大学大学院特任教授 住友生命保険相互会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役
取締役	本田勝彦	報酬委員	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業株式会社相談役 東京瓦斯株式会社社外取締役
取締役	前田　庸	指名委員	株式会社東京証券取引所社外取締役 学習院大学名誉教授 住友信託銀行株式会社社外監査役
取締役	松尾邦弘	監査委員	株式会社東京証券取引所社外監査役 弁護士 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外監査役 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 トヨタ自動車株式会社社外監査役 三井物産株式会社社外監査役
取締役	松本　大		株式会社東京証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社代表取締役会長兼社長CEO マネックス証券株式会社代表取締役社長CEO 株式会社新生銀行社外取締役 株式会社カカクコム社外取締役
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世		株式会社東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長

（注）１．取締役奥田　碩、勝島敏明、河野栄子、椎橋　敏、原　良也、藤沼亜起、本田勝彦、前田　庸、松尾邦弘、松本　大、チャールズ・ディトマース・レイク二世の11氏は、社外取締役であります。

２．監査委員である取締役勝島敏明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３　取締役河野栄子氏は、三井住友海上グループホールディングス株式会社（現MS&ADインシュアランス　グループ　ホールディングス株式会社）社外取締役を平成22年４月１日をもって退任しております。

取締役藤沼亜起氏は、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役に平成22年５月27日開催の定時株主総会において選任され、就任しております。

取締役松本　大氏は、株式会社カカクコム社外取締役に平成22年６月25日開催の定時株主総会において選任され、就任しております。

(2) 執行役

地　　位	氏　　名	担　　当	重　要　な　兼　職　の　状　況
代表執行役社長	斉　藤　　惇	最高経営責任者	「(1) 取締役」参照
代表執行役専務	岩　熊　博　之	最高業務執行責任者	「(1) 取締役」参照
専務執行役	鈴　木　義　伯	最高情報責任者、ＩＴ企画・業務改革推進担当	株式会社東京証券取引所専務取締役
常務執行役	浦　西　友　義	ＣＳＲ推進担当	株式会社東京証券取引所常務取締役
常務執行役	宮　原　幸一郎	経営企画・人事・渉外広報担当	
執　行　役	岩　崎　範　郎	最高財務責任者、総務・財務担当	

２．事業年度中の取締役及び執行役の異動

(1) 就任

取締役全員は、平成22年６月22日開催の第３回定時株主総会において選任され、また、執行役全員は同日開催の定例取締役会において選任され、それぞれ就任しております。

(2) 退任

取締役会長西室泰三氏は、平成22年６月22日開催の第３回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任しております。

(3) 地位の異動

常務執行役鈴木義伯氏は、平成22年６月22日開催の定例取締役会において、専務執行役に選定され、就任しております。

３．取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容は、報酬委員会において、以下の方針に従い決定するものとしています。

・取締役及び執行役の職責に応じたものとするとともに、当社の経営目標の達成に向けた意識の向上に資するものであること。

・高い信頼性と利便性を備えた市場を構築するために必要な人材を確保するうえで競争力が保たれているものであること。

・社会インフラとしての当社の特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであるとともに、決定手続等についても透明性が確保されるものであること。

４．取締役及び執行役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
	名	百万円
取　締　役	12	117
（うち社外取締役）	(10)	(80)
執　行　役	6	349

（注）１．取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の欄に記載しております。
２．上記支給額には、平成23年４月20日開催の報酬委員会において決議された執行役への役員賞与の額138百万円を含んでおります。
３．当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に対し、総額9百万円の報酬が支払われております。

５．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	他の法人等の業務執行者又は社外役員等重要な兼職状況	当　社　と　の　関　係
取締役	奥　田　　碩	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	勝　島　敏　明	株式会社東京証券取引所社外監査役 東京証券取引所自主規制法人監事 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカパーJSATホールディングス社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社、東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、またエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び株式会社スカパーJSATホールディングスは株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	河　野　栄　子	株式会社東京証券取引所社外取締役 HOYA株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、またHOYA株式会社及びDIC株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。

地　位	氏　名	他の法人等の業務執行者又は社外役員等重要な兼職状況	当　社　と　の　関　係
取締役	椎　橋　　敏	株式会社東京証券取引所常勤・社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であります。
取締役	原　　良　也	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本電気株式会社社外取締役 京セラ株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また日本電気株式会社及び京セラ株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	藤　沼　亜　起	東京証券取引所自主規制法人理事 住友生命保険相互会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役	東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、また住友商事株式会社、武田薬品工業株式会社、野村ホールディングス株式会社及び株式会社セブン＆アイ・ホールディングスは株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	本　田　勝　彦	株式会社東京証券取引所社外取締役 東京瓦斯株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また東京瓦斯株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	前　田　　庸	株式会社東京証券取引所社外取締役 住友信託銀行株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また住友信託銀行株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	松　尾　邦　弘	株式会社東京証券取引所社外監査役 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外監査役 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 トヨタ自動車株式会社社外監査役 三井物産株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また旭硝子株式会社、株式会社小松製作所、トヨタ自動車株式会社及び三井物産株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	松　本　　大	株式会社東京証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社代表取締役会長兼社長CEO マネックス証券株式会社代表取締役社長CEO 株式会社新生銀行社外取締役 株式会社カカクコム社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社、またマネックス証券株式会社は株式会社東京証券取引所の取引参加者であるとともに当社株式を保有する株主であり、マネックスグループ株式会社、株式会社新生銀行及び株式会社カカクコムは株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世	株式会社東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。

(2) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	奥田　碩	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の指名委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	勝島　敏明	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査委員会13回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	河野　栄子	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	椎橋　敏	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会13回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	原　良也	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤沼　亜起	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	本田　勝彦	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	前田　庸	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の指名委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松尾　邦弘	当事業年度開催の取締役会12回のうち９回に出席し、また、当事業年度開催の監査委員会13回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松本　大	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世	当事業年度開催の取締役会12回のうち９回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役である奥田　碩、勝島敏明、河野栄子、原　良也、藤沼亜起、本田勝彦、前田　庸、松尾邦弘、松本　大、チャールズ・ディトマース・レイク二世の10氏とは、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役が当社の取締役として会社法第423条第１項の責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは、当該社外取締役は以下に定める額を限度として、当社に対して賠償の責めに任ずるものとする。

・社外取締役の損害賠償責任の限度とする額は、会社法第425条第１項第１号に規定する法務省令で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額と同項第２号に掲げる額の合計額とする。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

１．名称

有限責任監査法人トーマツ

２．報酬等の額

	支　　払　　額
①　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	76百万円
②　上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	74百万円
③　上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	25百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

４．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

５．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

１．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

(2) 監査委員会室に所属する社員は、室長１名を含む４名以上とする。

２．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には当該監査委員）の同意を得る。

(2) 執行役及び社員は、監査委員会室に属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

３．執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

４．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

５．執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行います。

・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。

(1) 株式会社東京証券取引所グループ、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「東京証券取引所グループ各社」といいます。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した東京証券取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程（情報管理に係るものを含む。）の制定、東京証券取引所グループ各社での共有及び遵守

(2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（執行役社長）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置

(3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用

(4) 継続的な周知・教育活動として、東京証券取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、ｅ－ラーニングによる研修の実施

・反社会的勢力の排除に向けて、東京証券取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行います。

(1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。

(2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めます。

・執行役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

６．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・東京証券取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

７．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とします。

・東京証券取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、東京証券取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役社長を委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行います。

・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての東京証券取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に東京証券取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図ります。
・また、市場開設者である東京証券取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの東京証券取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

８．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・東京証券取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、EAを導入することにより、業務の効率化を図ります。
・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

９．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。
・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用します。
・当社は、関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。
・子会社の取締役及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「東証コンプライアンス・ホットライン」を利用できることとします。
・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施します。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する方針

（省略）

Ⅷ　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**420,629**	**流動負債**	**380,427**
現金及び預金	61,101	営業未払金	2,195
営業未収入金	4,940	短期借入金	17,570
仕掛品	253	未払法人税等	3,132
繰延税金資産	913	賞与引当金	1,014
売買・取引証拠金特定資産	246,910	役員賞与引当金	292
清算基金特定資産	81,967	預り売買・取引証拠金	246,910
決済促進担保金特定資産	22,510	預り清算基金	81,967
その他	2,045	預り決済促進担保金	22,510
貸倒引当金	△ 12	預り取引参加者保証金	3,112
固定資産	**93,776**	その他	1,722
有形固定資産	**7,998**	**固定負債**	**9,195**
建物及び構築物	1,969	繰延税金負債	3,096
土地	2,399	退職給付引当金	5,340
建設仮勘定	13	預り信認金	325
その他	3,616	その他	433
無形固定資産	**23,373**	**負債合計**	**389,623**
その他	23,373	（純資産の部）	
投資その他の資産	**62,404**	**株主資本**	**116,147**
投資有価証券	35,505	資本金	11,500
長期貸付金	20	資本剰余金	25,358
繰延税金資産	398	利益剰余金	83,621
信認金特定資産	325	自己株式	△ 4,332
違約損失積立金特定資産	17,367	**その他の包括利益累計額**	**5,740**
その他	8,972	その他有価証券評価差額金	5,740
貸倒引当金	△ 184	**少数株主持分**	**2,893**
資産合計	**514,405**	**純資産合計**	**124,782**
		負債・純資産合計	**514,405**

連結損益計算書

（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**57,097**
取引参加料金	21,516
上場関係収入	9,862
情報関係収入	11,071
証券決済関係収入	7,407
その他	7,238
営業費用	**43,501**
営業利益	**13,596**
営業外収益	**1,774**
受取利息	140
受取配当金	922
持分法による投資利益	321
助成金収入	246
その他	144
営業外費用	**68**
支払利息	58
その他	9
経常利益	**15,302**
特別利益	**145**
過年度損益修正益	142
その他	2
特別損失	**326**
減損損失	54
固定資産除却損	222
固定資産臨時償却	38
その他	10
税金等調整前当期純利益	**15,121**
法人税、住民税及び事業税	3,988
法人税等調整額	2,414
少数株主損益調整前当期純利益	**8,718**
少数株主損失	160
当期純利益	**8,879**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	11,500
資本剰余金	
前期末残高	25,358
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	25,358
利益剰余金	
前期末残高	75,424
当期変動額	
剰余金の配当	△　682
当期純利益	8,879
当期変動額合計	8,196
当期末残高	83,621
自己株式	
前期末残高	△　4,332
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	△　4,332
株主資本合計	
前期末残高	107,950
当期変動額	
剰余金の配当	△　682
当期純利益	8,879
当期変動額合計	8,196
当期末残高	116,147

（単位：百万円）

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,931
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190
当期変動額合計	△ 190
当期末残高	5,740
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	5,931
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190
当期変動額合計	△ 190
当期末残高	5,740
少数株主持分	
前期末残高	3,058
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 164
当期変動額合計	△ 164
当期末残高	2,893
純資産合計	
前期末残高	116,940
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	8,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 355
当期変動額合計	7,841
当期末残高	124,782

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〉

Ⅰ．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　５社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、
(株)日本証券クリアリング機構、（株）ＴＯＫＹＯ　ＡＩＭ取引所
及び(株)東証システムサービス

Ⅱ．持分法の適用に関する事項

１．持分法適用の関連会社数　４社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ＩＣＪ、(株)東証コンピュータシステム
及び（株）日本国債清算機関
(株)日本国債清算機関は新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

２．持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

Ⅲ．会計処理基準に関する事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：総平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

４．繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

６．債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の６第１項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

８.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 持分法の適用に関する事項の変更

持分法適用関連会社の変更

(株)日本国債清算機関は新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

変更後の持分法適用関連会社の数

４社

(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年３月10日）を適用しております。

なお、これによる損益への影響はありません。

(3) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。

なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(4) ソフトウェアの表示方法の変更

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「ソフトウェア」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より、「その他」に含めております。なお、当連結会計年度の「ソフトウェア」は、20,718百万円であります。

(5) 助成金収入の表示方法の変更

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は、220百万円であります。

(6) 少数株主損益調整前当期純利益の表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日 内閣府令第５号）の適用により「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年６月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　17,286百万円

２．保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証　3,308百万円

(株)ＩＣＪの金融機関からの借入に対する債務保証　36百万円

３．係争事件

平成17年12月８日に発生したみずほ証券（株）によるジェイコム（株）株式の誤発注事件に関して、みずほ証券（株）から当社の連結子会社である（株）東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月４日、同裁判所より同社に賠償金（10,712百万円及び遅延損害金）の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券（株）が東京高等裁判所に控訴し、（株）東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

４．証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金）の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	85百万円
②取引証拠金代用有価証券	793,546百万円
③清算基金代用有価証券	187,621百万円
④決済促進担保金代用有価証券	100,090百万円
⑤信認金代用有価証券	1,386百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、2,319百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所（現物については他の取引所も含む。）が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末日における発行済株式の数　　普通株式　2,300,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年５月18日取締役会	普通株式	682	300.00	平成22年３月31日	平成22年６月２日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年５月17日取締役会	普通株式	2,728	利益剰余金	1,200.00	平成23年３月31日	平成23年６月１日

Ⅵ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取締役会に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります（当該資産及び負債については、Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記４．「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	61,101	61,101	－
(2) 営業未収入金	4,940	4,940	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,599	1,604	4
②その他有価証券	26,390	26,390	－
(4) 売買・取引証拠金特定資産	246,910	246,910	－
(5) 清算基金特定資産	81,967	81,967	－
(6) 決済促進担保金特定資産	22,510	22,510	－
(7) 信認金特定資産	325	325	－
(8) 違約損失積立金特定資産	17,367	17,367	－
資産計	463,112	463,117	4
(9) 預り売買・取引証拠金	(246,910)	(246,910)	－
(10) 預り清算基金	(81,967)	(81,967)	－
(11) 預り決済促進担保金	(22,510)	(22,510)	－
(12) 預り取引参加者保証金	(3,112)	(3,112)	－
負債計	(354,499)	(354,499)	－

（＊） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	1,599	1,604	4
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	－	－	－
合計		1,599	1,604	4

②その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,712	26,390	9,678
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		16,712	26,390	9,678

(4) ～(12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注２）非上場株式(連結貸借対照表計上額7,514百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り信認金（連結貸借対照表計上額325百万円）についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内
現金及び預金	61,101	－
営業未収入金	4,940	－
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券（国債・地方債等）	－	1,568
合計	66,041	1,568

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　53,606円95銭

２．１株当たり当期純利益　3,905円07銭

貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,277**	**流動負債**	**23,423**
現金及び預金	2,495	営業未払金	182
営業未収入金	14	短期借入金	17,570
前払費用	122	関係会社短期借入金	5,100
繰延税金資産	103	未払金	10
その他	541	未払費用	117
固定資産	**136,583**	預り金	73
有形固定資産	**30**	賞与引当金	216
建物	4	役員賞与引当金	138
車両運搬具	14	その他	16
工具、器具及び備品	10	**固定負債**	**8,099**
無形固定資産	**15**	繰延税金負債	3,096
ソフトウェア	15	退職給付引当金	5,002
投資その他の資産	**136,537**	**負債合計**	**31,523**
投資有価証券	26,390	（純資産の部）	
関係会社株式	104,203	**株主資本**	**102,597**
関係会社出資金	3,000	**資本金**	**11,500**
長期前払費用	2	**資本剰余金**	**90,437**
前払年金費用	2,935	資本準備金	22,874
その他	6	その他資本剰余金	67,562
資産合計	**139,861**	**利益剰余金**	**4,992**
		その他利益剰余金	4,992
		繰越利益剰余金	4,992
		自己株式	**△ 4,332**
		評価・換算差額等	**5,740**
		その他有価証券評価差額金	**5,740**
		純資産合計	**108,337**
		負債・純資産合計	**139,861**

損　益　計　算　書

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**6,994**
経営管理料収入	6,966
その他	28
営業費用	**5,607**
営業利益	**1,386**
営業外収益	**1,218**
受取利息	3
受取配当金	997
助成金収入	199
その他	18
営業外費用	**83**
支払利息	83
その他	0
経常利益	**2,522**
特別利益	**1**
固定資産売却益	1
特別損失	**570**
子会社株式評価損	570
税引前当期純利益	**1,952**
法人税、住民税及び事業税	637
法人税等調整額	445
当期純利益	**869**

株主資本等変動計算書

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	11,500
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	22,874
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	22,874
その他資本剰余金	
前期末残高	67,562
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	67,562
資本剰余金合計	
前期末残高	90,437
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	90,437
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,805
当期変動額	
剰余金の配当	△　682
当期純利益	869
当期変動額合計	187
当期末残高	4,992

（単位：百万円）

利益剰余金合計	
前期末残高	4,805
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	869
当期変動額合計	187
当期末残高	4,992
自己株式	
前期末残高	△ 4,332
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	△ 4,332
株主資本合計	
前期末残高	102,409
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	869
当期変動額合計	187
当期末残高	102,597
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,931
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190
当期変動額合計	△ 190
当期末残高	5,740
評価・換算差額等合計	
前期末残高	5,931
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190
当期変動額合計	△ 190
当期末残高	5,740
純資産合計	
前期末残高	108,340
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	869
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 190
当期変動額合計	△ 2
当期末残高	108,337

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

４．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

６．重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。

なお、これによる損益への影響はありません。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	118百万円
２．保証債務	
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	3,284百万円
３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	201百万円
短期金銭債務	10百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	6,966百万円
営業費用	1,486百万円
営業取引以外の取引による取引高	8,403百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	26,260株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金否認	841百万円
賞与引当金否認	88百万円
その他	25百万円
繰延税金資産合計	955百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,938百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△3,948百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,993百万円

繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	103百万円
固定負債－繰延税金負債	3,096百万円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有)直接100.0%	経営管理 社員の出向 施設・設備の利用 不動産の賃借 資金の借入 債務被保証 役員の兼任	経営管理料の受取（注１）	5,106	－	－
				出向負担金の受取（注２）	5,297	その他流動資産	147
				施設・設備利用料の支払（注３）	697	営業未払金	3
				資金の借入（注４）	－	関係会社短期借入金	5,100
				利息の支払（注４）	24	未払費用	0
				当社銀行借入に対する債務被保証（注５）	17,570	－	－
	東京証券取引所自主規制法人	(所有)直接100.0%	経営管理 社員の出向 役員の兼任	経営管理料の受取（注１）	1,860	－	－
				出向負担金の受取（注２）	1,944	その他流動資産	54

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。

（注２）出向負担金の受入額については、当社からの出向者の人件費を基準として決定しております。

（注３）施設・設備利用料については、施設・設備の維持運営に係る費用を勘案して決定しております。

（注４）資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

（注５）当社は、銀行借入に対して(株)東京証券取引所より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　47,647円47銭

２．１株当たり当期純利益　　382円61銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年５月11日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　行　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京証券取引所グループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表　Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記３．係争事件に記載されているとおり会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟について、平成21年12月４日に東京地方裁判所より賠償金の支払を命じる判決を受け、平成21年12月18日に賠償金の支払をしている。当判決に対し、みずほ証券株式会社は東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所は同裁判所に附帯控訴しており、現在係争中である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年５月11日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　行　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第４期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月13日

株式会社東京証券取引所グループ　監査委員会

監査委員（常勤）広　瀬　雅　行 ㊞

監　査　委　員　勝　島　敏　明 ㊞

監　査　委　員　椎　橋　　敏 ㊞

監　査　委　員　松　尾　邦　弘 ㊞

（注）監査委員勝島敏明、椎橋敏及び松尾邦弘は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル　２階　東証ホール
電話番号（03）3666-1361

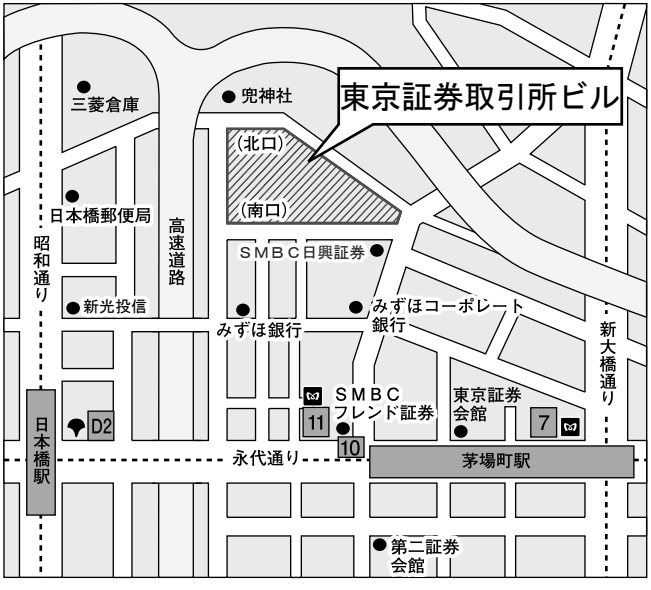

会場最寄駅：東京メトロ東西線 茅場町駅（出口10、11）徒歩５分
東京メトロ日比谷線 茅場町駅（出口７）徒歩７分
都営地下鉄浅草線 日本橋駅（出口Ｄ２）徒歩５分

〒103-8224　東京都中央区日本橋兜町２番１号
URL:http://www.tse.or.jp/